

相模原市監査委員公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき市立小・中学校の監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成29年7月10日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

## 1 監査の概要

### (1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

### (2) 監査の実施日程

平成29年4月27日から7月7日まで

## 2 監査の対象

### (1) 監査対象

大野小学校、上鶴間小学校、大野北小学校、鶴園小学校、九沢小学校、当麻田小学校、川尻小学校、広田小学校、相模台中学校、弥栄中学校、鶴野森中学校及び相模丘中学校

### (2) 対象事務

平成28年度に執行した次に掲げる事務。ただし、必要に応じて平成27年度以前に執行した事務についても対象とした。

ア 児童・生徒の安全確保について

イ 現金等の管理について

ウ 再配当予算の執行について

## 3 監査の着眼点

相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第7項の規定に基づき次の主な着眼点を定め、監査を行った。

### (1) 児童・生徒の安全確保について

ア プールの維持管理は安全確保の観点から適切に実施されているか。

(ア) 排水口の安全対策は適切に行われているか。

(イ) 使用期間前後の点検及び使用期間中の日常点検は適切に実施されているか。

(ウ) 点検に係る委託業務は適切に実施されているか。

(エ) プール修繕は適切に実施されているか。

イ 理科薬品・プール薬剤の管理は適正に行われているか。

### (2) 現金等の管理について

ア 現金の管理及び出納は適正に行われているか。

イ 切手・はがきの管理は適正に行われているか。

(3) 再配当予算の執行について

予算の執行は適正に行われているか。

#### 4 監査の主な実施手続

監査基準に基づき、監査の対象となる小・中学校及び教育委員会に関係書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成29年5月30日、6月1日、2日及び6日に現地調査を実施した。

#### 5 監査の結果

(1) 指摘事項

現金等の管理について調査したところ、学校教育研究事業の財務事務において、次のような不適正な事例が見られた。

ア 鶴園小学校において、平成28年6月に市から受領した委託料及び同年7月から12月までに執行した講師謝礼等について、収入書及び予算執行票を作成することなく現金出納を行い、平成29年1月にこれらの財務書類を作成し決裁処理を行っていた。

イ 弥栄中学校において、平成28年7月及び8月に執行した消耗品費等について、予算執行票を作成することなく現金出納を行い、平成28年12月以降にこれらの財務書類を作成し決裁処理を行っていた。

現金等の管理及び執行について、相模原市学校財務事務取扱要領(平成2年4月1日施行。以下「財務要領」という。)では、現金等は学校長の責任において適正に管理し、常に収支を明確にするための書類を備えておかなければならないとされている。また、財務要領を踏まえ「予算執行時には、予算執行票(支出：支出命令書、収入：収入書)を使用して決裁処理を行い、支出の内容を十分に精査」するよう、学校教育課から市長名で各研究会代表者等に対し、毎年通知が発出されている。

しかしながら、収入及び支出の都度行うべき財務書類の作成をすることなく現金の出納を行ったことは、不適正な事務処理であり遺憾と言わざるを得ない。

今後、現金等の管理に当たっては、財務要領等に基づき予算執行に伴う手続

を適切に行うとともに、事務処理体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

## (2) 注意事項

現金等の管理について調査したところ、学校教育研究事業の財務事務において、次のような不適切な事例が見られた。

ア 大野北小学校において、平成27年度の精算処理により生じた戻入額を立て替えて平成28年5月に納付していたが、その後、立替えの解消がなされていなかった。

今後は、預金通帳で収支管理を確実にを行うとともに、出納について適正に事務を執行するよう注意する。

イ 九沢小学校において、平成28年12月までに作成した委託料の受領に関する収入書の収入年月日欄及び講師謝礼等に関する予算執行票の支出年月日欄を「平成28年」とすべきところ「平成29年」と記載する誤りや、記載漏れが見られた。

今後は、財務関係書類の記載内容を担当者と決裁者で精査・確認するなど、適切に財務事務を執行するよう注意する。

(3) 各小・中学校におけるその他の事務の執行は、おおむね良好と認められた。

## 6 意見

学校プールにおける環境衛生については、児童生徒等の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づき「学校環境衛生基準」(平成21年文部科学省告示第60号)が定められ、プール水等の検査項目及び基準が示されている。また、毎年教育委員会から各小・中学校長に対し通知される「水泳プールの安全管理について」において、プール水等の検査項目及び基準が示され、児童生徒等が衛生的かつ安全にプールを使用できるよう求められている。

プール水の消毒に係る遊離残留塩素濃度については、測定値が基準値に満たない場合には薬剤の追加を行い、基準値を超えている場合には注水による希釈を行うことにより、基準値内となるよう管理しているとのことであった。遊離残留塩

素はプール水の消毒管理の指標であり、一定濃度に保持することは、感染症予防等プールの衛生管理において重要な意義を持つものとされている。今後とも児童生徒の安全や健康に留意し、プールの適切な水質管理を実施されたい。

また、平成28年に実施した前回の定期監査において指摘したプール排水口の安全対策については、今回の監査では特段の問題は見られなかった。プール排水口については、吸い込み事故等の重大事故につながる危険性があることから、引き続き全ての小・中学校において確実に点検及び安全対策を実施し、児童生徒の安全確保を図られたい。